

【検討状況報告】

平成24年11月21日

中国地方知事会
広域連合検討会

《目 次》

| | |
|----------------------------------|---|
| I 趣旨及び経過 | 1 |
| 1 平成24年第1回中国地方知事会議（6月1日）の合意内容 | 1 |
| 2 各県議会等への説明 | 1 |
| 3 国への意思表示..... | 1 |
| 4 第10回「アクション・プラン」推進委員会での意見表明 .. | 2 |
| II 持ち寄り事務に係る検討 | 2 |
| 1 広域防災 | 2 |
| 2 広域医療（ドクターヘリの運航調整） | 4 |
| 3 その他..... | 5 |
| III 経済産業局の事務・権限の移譲の受入れに係る整理..... | 5 |
| 1 経済産業局の事務・権限の移譲を受ける際に期待される効果 | 5 |
| 2 各県の関連事務との整理..... | 6 |
| IV 組織に係る検討..... | 7 |
| 1 広域連合議会 | 7 |
| 2 特定広域連合長 | 7 |
| 3 特定広域連合委員会..... | 7 |
| 4 選挙管理委員会、監査委員、人事委員会..... | 7 |
| 5 本部事務局及び分野事務局の設置の検討..... | 7 |

I 趣旨及び経過

1 平成24年度第1回中国地方知事会議（6月1日）の合意内容

広域連合検討会の報告を受け、知事同士で議論し、以下の合意に至った。

(1) 基本方針

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める。

(2) 特定広域連合を設立する場合のイメージ

ア 設立のねらい

- ・地方分権改革を前進させるため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。
- ・あわせて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

イ 移譲を受ける出先機関

- ・当面、経済産業局を対象として移譲を受ける。
- ・地方整備局及び地方環境事務所については、今後の検討対象とする。
- ・さらに次の段階では、現時点では国において検討がなされていない厚生局、運輸局及び農政局についても検討対象とする。

ウ 持ち寄り事務

広域連合で行うことにより、効果的・効率的な事務・事業の実施が可能となり、住民サービスの向上が見込めるという観点から、「広域防災」及び「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」を中心に詳細な検討を行う。

2 各県議会等への説明

合意内容（6月1日）として、当面、経済産業局を対象として移譲を受けることや、持ち寄り事務に関して、広域防災及び広域医療（ドクターヘリの運航調整）を中心に検討することなどについて、各県議会、市町村、経済界等へ説明を行った。

3 国への意思表示

8月に内閣府副大臣に対し、事務・権限の移譲を求める国の出先機関については、当面は経済産業局とするほか、地方環境事務所については、四国各県とも丁寧な協議を行うなど調整を図る旨の意思表示を行った。

あわせて、法案が内包する国の広範な関与や、人員移管・財源措置等の課題を解決するとともに、国会へ法案を提出し、与野党間の論議を深め、法案の速やかな成立に向けて、最大限努力するよう要請した。

4 第10回「アクション・プラン」推進委員会での意見表明

11月13日に開催された「アクション・プラン」推進委員会に、中国地方知事会から平井鳥取県知事が出席し、中国地方での広域連合の検討状況や、財政上の措置が法案に明示されていないことなどについて、意見を述べた。この会議において、国は、法案を示し、15日に閣議決定したものの、解散・総選挙に至ったところである。

広域連合検討会では、6月の知事会議の合意内容や国の動向を踏まえ、①広域防災等の持ち寄り事務、②経済産業局の事務・権限の移譲の受入れに係る整理、③特定広域連合の組織について、具体的検討を行ってきたところであり、その検討状況を報告するものである。

II 持ち寄り事務に係る検討

既に合意済みの広域防災、広域医療（ドクターヘリの運航調整）の2分野を中心に検討を行った。また、その他の分野については今後検討を行うこととした。

1 広域防災

(1) 検討の観点

①大規模広域的災害発生時の調整等、②「広域防災計画」の策定、③広域防災訓練の実施、④防災分野の人材育成、⑤救援物資の共同備蓄の検討・実施について、特定広域連合で実施することのメリットや事務の具体的な内容、今後の課題について検討を行った。

(2) 大規模広域的災害発生時の調整等

ア メリット

大規模広域的災害に対し、各県から独立した常設で専門的な組織である広域連合が各県間調整機能を発揮することにより、広域防災体制の強化が実現

イ 事務の具体的な内容

広域連合事務局が現行協定上の広域支援本部の役割を担い、県間調整等を中心として次の事務を実施

- (ア) 支援担当県等から被災地ニーズ等の情報を収集
- (イ) 必要に応じ連絡員を被災地に派遣
- (ウ) 支援を行う各県の支援状況等の情報を集約
- (エ) 被災県支援に係る各県との調整
- (オ) 四国ブロックとの連携や全国知事会等との調整等

(3) 「広域防災計画」の策定

ア メリット

広域防災計画の策定により、中国地方としての大規模広域的災害への対応方針が明確になり、計画的な対策の推進が可能

イ 事務の具体的な内容

大規模広域的災害発生時に広域連合が行う広域的防災活動に係る計画を策定

(ア) 中国地方内の応援・受援の調整

(イ) 中国地方外への応援の要請

(ウ) 全国への支援要請、全国からの応援要請に対する調整

(4) 広域防災訓練の実施

ア メリット

常設の広域連合事務局が企画・調整することにより、体系的に一貫性のある広域防災訓練の実施が実現

イ 事務の具体的な内容

広域連合事務局が企画・調整し、想定する災害に対し、広域連合と想定被災県を含む各県が参加して広域防災訓練を実施

(5) 防災分野の人材育成

ア メリット

常設の広域連合事務局が企画・実施することにより、専門的・効果的な研修の実施や、研修受講による各県の人的ネットワークの構築が実現

イ 事務の具体的な内容

各県の防災担当職員等を対象とした災害救助法実務や家屋被害認定等の研修を実施

(6) 救援物資の共同備蓄の検討・実施

ア メリット

各県共通の備蓄救援物資について、広域連合が備蓄又は備蓄調整等を行うことにより、各県の備蓄に加え、更に救援物資等の備えが充実

イ 事務の具体的な内容

各県の備蓄計画や備蓄状況を把握しながら、効果的な共同備蓄の在り方について検討

(7) 今後の課題

- ・ 広域連合の事務等としての位置付けが困難な事務があれば、各県に残る事務を協定により実施することも念頭に検討が必要
- ・ 「広域防災計画」と、各県の地域防災計画や防災会議との関係等との整理が必要
- ・ 「広域防災計画」の内容を、総合的計画とするか、応援・受援など広域連合で実施する事務に限定した計画とするかなど、具体的な在り方の検討が必要

- ・ 広域防災訓練に係る実施時期・頻度、実施形態（図上・実動の別、開催地等）について、詳細な検討が必要
- ・ 各県で備蓄物資の種類・数量等に差異がある中、共同備蓄に相応しい物資の種類・数量等を定めることや、共同備蓄物資で対応する場合のルール化が必要

2 広域医療（ドクターヘリの運航調整）

（1）検討の観点

①広域連携計画の策定、②広域連携調整会議の運営、③補助金に係る事務、④災害時のドクターヘリの運航、⑤人材育成（合同研修会の開催）について、特定広域連合で実施することのメリットや事務の具体的な内容、今後の課題について検討を行った。

（2）広域連携計画の策定

ア メリット

中国地方におけるドクターヘリの広域運航体制の方向性が明確となり計画的な対策の推進が可能

イ 事務の具体的な内容

広域運航に係る連携体制の構築や将来ビジョンを定めた計画を策定

（3）広域連携調整会議の運営

ア メリット

広域連合の各県間の調整機能により、円滑な広域運航を実現

イ 事務の具体的な内容

広域連合事務局が、広域連携調整会議の事務局として次の事務を実施

（ア）開催調整・運営

（イ）広域運航の調整

（4）補助又は委託に係る事務

ア メリット

各県が行っている事務の一元化により、事務の効率化を実現

イ 事務の具体的な内容

（ア）補助金に係る国との調整

（イ）各基地病院への補助金又は委託金の支出

（5）災害時のドクターヘリの運航

ア メリット

広域連合が災害時における被災地支援を一元的に行うことにより、災害時における救命医療の強化を実現

イ 事務の具体的な内容

（ア）被災地の支援ニーズの把握

（イ）被災地からの支援要請の受諾

- (ウ) 支援ニーズに応じた活動
- (エ) 災害対策本部等との連絡・調整

(6) 人材育成（合同研修会の開催）

ア メリット

各県単独では実施困難な専門的な研修などの実施による人材の質の向上、基地病院が行っている研修の効率化

イ 事務の具体的な内容

広域連合の企画・調整により、基地病院のフライトドクター、フライトナースを対象とした現場対応に係る研修を実施

(7) 今後の課題

- ・広域連携計画は、広域運航の実績や課題を踏まえる必要があるため、特定広域連合設立後に策定
- ・広域連携計画と、各県が策定する「保健医療計画」や「地域防災計画」との整合について、更に検討
- ・災害時のドクターヘリの運航について、広域防災分野の事務との連携調整を更に検討

3 その他

広域産業振興、広域観光、中山間地域振興、温暖化対策等についても、今後の検討が必要である。

III 経済産業局の事務・権限の受入れに係る整理

特定広域連合が経済産業局の事務・権限の移譲を受けることにより期待される効果や、各県事務との関連について、整理を行った。

1 経済産業局の事務・権限の移譲を受ける際に期待される効果

(1) 住民ガバナンスの強化

国の出先機関の事務・権限や財源が、地方公共団体である特定広域連合へ移譲され、さらに議会のチェック機能も働くことから、住民ガバナンスが強化される。

(2) 国と地方の二重行政の解消

類似業務を集約、整理することによる業務の効率化が図られ、行政経費の削減につながる。

(3) 地域・住民ニーズに柔軟かつ的確に対応

国と県の類似業務について、広域で実施すべきものと地域性が高いものの仕分けを行い、後者については、各県で実施することにより、地域ニーズを反映した施策が充実する。

(4) 身近な窓口への一本化

国の補助金や許認可等の申請について、各県の補助金、許認可等の身近な窓口に一本化することにより、申請を行う民間事業者の利便性の向上につながる。

【参考】経済産業局の事務の概要

| 分野 | 内容 |
|---------------|--|
| 中小企業の支援 | ・ 農商工連携 ・ ものづくり支援 ・ 中小企業経営力強化 等 |
| 産業クラスター等 | ・ 産業クラスター ・ 産学官連携、産業人材育成 ・ 技術開発の推進 等 |
| 企業立地・商業・サービス | ・ 企業立地 ・ まちづくり ・ 観光施策 等 |
| 環境・資源・エネルギー | ・ 環境関連施策 ・ 省エネルギー施策 ・ 電力事業、ガス事業 等 |
| 製品安全・消費者行政 | ・ 製品安全 ・ 消費者行政 等 |
| その他施策・許認可届出関係 | ・ JISマーク表示制度（工業標準化） ・ アルコール事業 等 |

2 各県の関連事務との整理

国が示した特例法案において、国から認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならないとされている。

このため、経済産業局の事務・権限に関連する事務の持ち寄りについては、前記Ⅲ 1で整理した事務・権限の移譲を受ける際に期待される効果を

踏まえるとともに、持ち寄ることによる県民生活等への影響について考慮し、持ち寄りの可否を含め、今後、検討を進めていく。

IV 組織に係る検討

・地方自治法に基づき、広域連合に必要な機関のほか、特例制度に基づき、特定広域連合として必要な機関を設けるが、簡素で効率的な組織を原則として、以下のとおり、主要な機関について論点整理を行った。

1 広域連合議会

広域連合の議決機関として設置することとされ、また、議員は、直接公選又は構成団体の議会で選挙（間接選挙）することとされており、選挙の方法について、各県議会のご意向を踏まえ、具体的な検討が必要である。

2 特定広域連合長

特定広域連合の執行機関として、特定広域連合を代表する特定広域連合長は、直接公選又は構成団体の長のうちから長が投票により選挙（間接選挙）することとされており、選挙の方法について、具体的な検討が必要である。

3 特定広域連合委員会

特定広域連合長は、重要事項の決定・変更に当たり、特定広域連合を組織する地方公共団体の長を構成員とする特定広域連合委員会の意見を聴き当該意見を勘案して適切な措置を講じることができることとされており、設置の可否を含め、その在り方について具体的な検討が必要である。

4 選挙管理委員会、監査委員、人事委員会

広域連合においては、普通地方公共団体と同様の直接請求を認めることとされていることから、直接選挙の実施の有無にかかわらず、選挙管理委員会を設置することとされている。また、普通地方公共団体と同様に監査を行う機関を置くこととされている。さらに、職員の給与や不利益処分等に係る人事行政の専門的・中立的機関として、人事委員会を設置することとされており、これらの設置について、具体的な検討が必要である。

5 本部事務局及び分野事務局の設置の検討

総務・企画の事務を処理する本部事務局と、広域防災等個々の分野の事務事業を処理する分野事務局について、分割による設置も含め、事務局の在り方について、具体的な検討が必要である。

◆◆ 広域防災に係る持ち寄り事務の内容の検討 ◆◆

I 検討の経緯

広域連合で実施する持ち寄り事務に関しては、中国地方知事会広域連合検討会報告書（24年6月1日）では、広域防災に係る持ち寄り事務について、次のとおり位置付けた。

これまで中国5県において広域連携により実施してきた事務を中心に、広域連合で行うことにより、さらに効果的・効率的な事務・事業の実施が可能なもの、住民サービスの向上が見込まれるものを検討した。

その結果、「広域防災」の分野に係る次の5事務について、持ち寄ることが可能との結論を得た。

- ①大規模広域的災害発生時の調整等
- ②「広域防災計画」の策定
- ③共同防災訓練の実施
- ④防災分野の人材育成
- ⑤救援物資の共同備蓄の検討・実施

広域防災分野については、「広域防災計画」の策定や広域防災訓練の実施、防災分野の人材育成、救援物資の共同備蓄の検討・実施により、具体的な実施体制が確立され、大規模広域的災害への対応力の向上が期待できる。また、大規模広域的災害等発生時においては、その他の調整等（他ブロック等との調整を含む。）を常設の事務局が一元的に行うことにより、更に迅速な対応と的確な調整が可能となる。

なお、事務内容等の詳細については、今後、各県担当部局間で調整を図る。

これを受け、各県防災部局において意見交換を進めるとともに、先進的な取組を進めている関西広域連合広域防災局の視察を行うなどして、持ち寄り事務の内容や課題等について検討を行った。

（参考）

現在、中国地方5県では、大規模広域的災害等に対し、平成24年3月に締結した「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づき、カウンターパート制を導入し被災地ニーズに応じた迅速な支援を行うとともに、会長県に「中国5県広域支援本部」を設置し各県等との調整を行いながら対応することとしている。

II 持ち寄り事務の内容

① 大規模広域的災害発生時の調整等

(1) 趣旨

大規模広域的災害が発生した場合には、現行の協定に基づく体制に代わり、広域連合が応援要請の集約・配分等の県間等の調整役を担い、広域的に迅速かつ一貫した対応が可能な体制を構築する。

(2) 広域連合で行うことのメリット

大規模広域的災害に対し、各県から独立した常設で専門的な組織である広域連合が各県間調整機能を発揮することにより、広域防災体制の強化を図ることができる。

(3) 事務の内容

広域連合事務局が現行協定上の広域支援本部の役割を担い、県間調整等を中心とする次の事務を行う。

① 支援担当県等から被災地ニーズ等の情報を収集

② 必要に応じて被災県に連絡員を派遣

③ 支援を行う各県の支援状況等の情報を集約

④ 被災県支援に係る各県との調整

- ・被災状況に応じて、支援担当県以外の県に支援を割当
- ・各県の物的・人的資源等の活用・配分等に係る調整
- ・広域避難の受け入れ等の調整 等

⑤ 四国ブロックとの連携・調整

- ・中国・四国が一体となった支援担当県の支援情報等を共有
- ・支援担当県以外の県の支援割当に係る調整

⑥ 全国知事会等との調整

- ・全国知事会との窓口として、他ブロックへの支援要請や支援地域の割当、他ブロックからの応援要請の受諾や応援地域の割当等を実施

⑦ その他被災地支援に必要な調整

(4) 今後の課題

基本的には、現行の協定に基づき実施することとされている広域防災に係る事務や体制などは広域連合が引き継いで実施することとするが、広域連合の事務等と位置づけることが困難な事務等の有無について検討し、残る事務がある場合は協定により実施することも念頭に検討する必要がある。

② 「広域防災計画」の策定

(1) 趣旨

大規模広域的災害に対し、中国地方がとるべき連携体制や対応方針などを定める「広域防災計画」を策定する。

(2) 広域連合で行うことのメリット

広域防災計画の策定により、中国地方としての大規模広域的災害への対応方針が明確になり、計画的な対策の推進が可能となる。

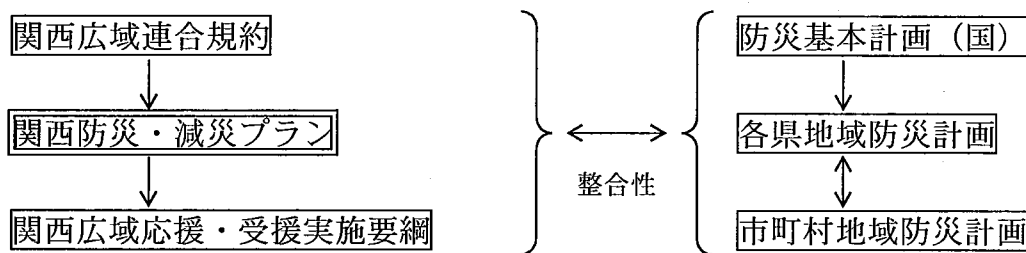
(3) 事務の内容

大規模広域的災害が発生した際に、中国地方内の応援・受援の調整、中国地方外への応援の要請、及び全国への支援要請や全国からの応援要請に対する調整など広域連合が行う広域的防災活動について定めた計画を策定する。

(4) 今後の課題

- ・「広域防災計画」は法定計画となりえないため、各県の地域防災計画や防災会議との関係などとの位置付けを整理する必要がある。
- ・「広域防災計画」の内容は、関西広域連合と同様に総合的計画とするか、応援・受援など広域連合で実施する事務に限る計画とするかなどの考え方があり、広域連合事務局で具体的な在り方を検討する必要がある。

【参 考】 関西広域連合における広域防災計画の位置づけ



※「関西防災・減災プラン」が広域防災計画に該当。「総則編」「地震・津波災害対策編」「原子力災害対策編」「風水害対策編」「感染症対策編」で構成されている。

③ 共同防災訓練（広域防災訓練）の実施

(1) 趣旨

中国地方が一体となって大規模広域的災害に対処する体制の強化を図るとともに、広域防災計画の実効性を検証するため、現在の協定に基づく訓練の相互参加（共同防災訓練）等に代えて、広域防災訓練を実施する。

(2) 広域連合で行うことのメリット

常設の広域連合事務局が企画・調整することにより、体系的に一貫性のある広域防災訓練を実施することが可能となる。

(3) 事務の内容

広域連合事務局が企画・調整をして、想定する災害に対し、広域連合と想定被災県を含む各県が参加して広域防災訓練を実施する。

なお、協定に基づく「共同防災訓練」から、広域連合が実施する「広域防災訓練」と称することが適当である。

(4) 今後の課題

今後、今年度から実施される関西広域連合の訓練を参考としながら、実施時期・頻度、実施形態（図上・実動の別、開催地など）などについて、広域連合事務局で詳細を検討する必要がある。

④ 防災分野の人材育成

(1) 趣旨

各県の防災担当職員等の災害対応能力の向上を図るため、広域連合が専門研修等を実施し、職員のスキルアップを図る。

(2) 広域連合で行うことのメリット

常設の広域連合事務局が企画・実施することにより、より専門的で効果的な研修の実施が可能になる。

また、広域連合で企画・実施することにより事業の効率化を図ることができるほか、研修受講による各県担当者の人的ネットワークの構築が期待できる。

(3) 事務の内容

広域連合の企画・調整により、各県の防災担当職員等を対象とした、各県共通の課題に対する防災研修を実施する。

(例) 防災担当職員スキルアップ研修、災害救助法実務担当者研修、家屋被害認定研修（生活再建支援法関係）など

(4) 今後の課題

研修会の研修テーマや開催地、カリキュラム等の具体的内容については、今後、広域連合事務局で詳細を検討する必要がある。

⑤ 救援物資の共同備蓄の検討・実施

(1) 趣旨

救援物資等を広域連合が備蓄し、又は各県の備蓄状況を把握しながら災害発生時に配分する仕組みを検討・構築する。

(2) 広域連合で行うことのメリット

現在、各県が共通して備蓄している救援物資等について広域連合が備蓄又は備蓄の調整等を行うことにより、各県の備蓄に加えて救援物資等の備えを充実することができる。

(3) 事務の内容

各県の備蓄計画や備蓄状況を把握しながら、中国地方において効果的な共同備蓄の在り方（備蓄の方法、備蓄物資の種類や数量、保管場所等）についての検討を行う。

(4) 今後の課題

現状では県によって備蓄物資の種類や数量等に差異がある中で、共同備蓄に相応しい物資の種類や数量等を定める必要がある。また、共同備蓄物資で対応する場合のルールを定めておく必要がある。

III 留意点

今後、広域連合が行う持ち寄り事務（広域防災に関する事務）の検討をさらに深めるためには、次の点に留意する必要がある。

- ・特定広域連合の在り方を巡る国の動向を注視する必要があること。
- ・将来的に中国地方整備局などの国の出先機関を受け入れることとなる際には、広域連合が担う役割や連合長の権限などを改めて検討する必要があること。

広域医療分野（ドクターヘリの運航調整）
に係る持ち寄り事務の詳細な検討について

報告書

平成24年11月

中国地方知事会広域連合検討会
(中国5県医療政策担当課長会議)

目 次

■広域医療分野（ドクターヘリの運航調整）に係る持ち寄り事務の検討

1. 検討の経緯

- (1) ドクターヘリの広域連携の必要性…………… 2
- (2) 広域連携に係る基本的考え方の策定…………… 2
- (3) 広域連携から広域連合の持ち寄り事務へ…………… 2
- (4) 持ち寄り事務の効果…………… 2

2. 持ち寄り事務の内容

- ①広域連携計画の策定…………… 3
- ②広域連携調整会議の運営…………… 3
- ③補助又は委託にかかる事務…………… 4
- ④災害時のドクターヘリの運航…………… 4
- ⑤人材育成（合同研修会の開催）…………… 5

■ドクターヘリ広域連携に向けたこれまでの検討経過

3. ドクターヘリの現状

- (1) ドクターヘリの広域連携の必要性…………… 6
- (2) 県境を越えたドクターヘリの運航と連携…………… 7
- (3) 中国地方のドクターヘリの導入状況…………… 8

4. 検討の経過

- (1) 広域連携検討の経過…………… 10
- (2) 広域連携に向けての調整…………… 10
- (3) 基本的な考え方の位置づけ…………… 10

5. 中国地方における広域連携の方針（「中国地方知事会広域連携検討会」に報告）

- (1) ドクターヘリ広域連携について…………… 11
- (2) 中国5県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定に盛り込む事項…………… 12

※参考資料

- ①ドクターヘリの出動状況…………… 13
- ②ドクターヘリ広域連携意イメージ図…………… 14
- ③ドクターヘリ広域連合の持ち寄り事務検討表…………… 15

1 検討の経緯

(1) ドクターヘリの広域連携の必要性

- ドクターヘリは、重篤な救急患者に対して迅速に医師等が初期治療を開始することで、良質かつ適切な救急医療を提供できる有効な手段であり、一人でも多くの生命を救うため、その効果が最大限発揮されなければならない。
- 全国的にもドクターヘリの導入が進む中で、県という行政の枠組みを超えて、隣接県との共同運航や広域連携を行う事例が増えている。
- このため、県単位の運航を基本としながらも、医師不足等の共通課題、中山間地域や離島など類似の地勢をもつ5県が広域的な連携体制を構築する必要がある。

(2) 広域連携にかかる基本的考え方の策定

- ドクターヘリの広域連携については、既にその必要性の共通認識のもと、平成23年度から中国地方知事会の広域連携検討部会において協議を行ってきた。
- こうした協議を踏まえ、各県のドクターヘリが県域を越えて、円滑に相互乗り入れができるよう広域連携の方針及び基本協定に盛り込む項目について取りまとめた。
- 広域連合で実施する持ち寄り事務に関しては、さらに「患者の救命率の向上や傷病の軽減化に資すること」、「効果的、効率的な事務・事業の実施が可能なこと」を視点として検討した。

(3) 広域連携から広域連合の持寄り事務へ

- 検討にあたっては、現在のドクターヘリ事業にかかる事務について前記の視点から広域連合に持ち寄ることにメリットが見込まれる事務について議論した。
- その結果、「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」の分野については、次の事務について持ち寄ることとする。
 - ① 広域連携計画の策定
 - ② 広域連携調整会議の運営
 - ③ 補助又は委託にかかる事務
 - ④ 災害時のドクターヘリの運航
 - ⑤ 人材育成（合同研修会の開催）

(4) 持寄り事務の効果

- 「①広域連携計画の策定」、「②広域連携調整会議の運営」、「⑤人材育成（合同研修会の開催）」により、人材の質の向上とともに、県境を越えた円滑な搬送を目指す。
- 「③補助又は委託にかかる事務」の一元化により事務の効率化を図ることができる。
- 特に、東日本大震災においてもその有用性が確認された「④災害時のドクターヘリの運航」については、広域連合によりさらにその有効な活用が期待される。
- なお、事務内容等の詳細については、今後、各県担当部局及び各県の基地病院で調整を図っていく。

2 持寄り事務の内容

① 広域連携計画の策定

(1) 趣旨

ドクターヘリの配置・運航体制の検討，密接な連携体制の構築等，より効率的・効果的なドクターヘリの広域運航にかかる将来ビジョンを策定する。

(2) 広域連合で行うことのメリット

これまで各県単位でドクターヘリの整備・運航体制の構築を行ってきたが，広域連携計画の策定により，中国地方におけるドクターヘリの広域運航体制の方向性が明確となり，計画的な対策の推進が可能となる。

(3) 事務の内容

広域運航にかかる連携体制の構築や将来ビジョンを定めた計画を策定する。

【計画に盛り込むべき項目】

- ・計画の基本的事項（計画の趣旨，計画期間等）
- ・目指すべき将来像（基本理念等）
- ・ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実
- ・災害時におけるドクターヘリの運航体制
- ・その他

(4) 今後の課題

- ・各県が策定する「保健医療計画」や「地域防災計画」との整合性を図る必要がある。
- ・広域運航の実績や課題を踏まえ計画を策定するため，広域連合設立後に計画を策定する。

② 広域連携調整会議の運営

(1) 趣旨

ドクターヘリの広域運航にかかる諸課題について，広域連合が調整役を担い，円滑な運航体制を確保する。

(2) 広域連合で行うことのメリット

県境を越えるドクターヘリの運航は，各県それぞれの運航要領と各県間の取決め事項に基づき運航される。

また，隣接県の消防機関と基地病院間では，通常の救急搬送にかかる連携も薄いことなどから，実際の広域運航に当たっては，調整すべき様々な課題が発生すると見込まれる。

広域連合が各県間の調整機能を果たすことにより，円滑な広域運航を実現することができる。

(3) 事務の内容

広域連合事務局が、広域連携調整会議の事務局の役割を担い、次の事務を行う。

①開催調整・運営

②広域運航の調整

- ・広域運航にかかる調整事項や解決すべき課題について提起
(広域連携における運航の基本的な考え方は、P.11に記載)
- ・調整事項等について、各県担当課及び基地病院と協議
- ・調整した事項について関係者(各県担当、基地病院及び消防等)に周知・徹底

(4) 今後の課題

- ・平成25年度に開始する広域連携の枠組を踏まえ、さらなる連携強化、運航や事務の効率化を目指す。
- ・構成委員については、各県担当部局及び各県基地病院は必須であるが、消防機関等、他の関係機関の参加について検討する必要がある。

③補助又は委託に係る事務

(1) 趣旨

ドクターヘリの運航経費にかかる国庫補助金・県費負担金について、広域連合が受皿となり各基地病院へ補助金又は委託金を交付する。

(2) 広域連合で行うことのメリット

現在、各県が行っている事務を一元化することにより、事務の効率化を図ることができる。

(3) 事務の内容

- ①補助金にかかる国(厚生労働省)との調整(申請、補助金受入、実績報告)
- ②各基地病院への補助金又は委託金の支出
 - ・補助の場合:申請受理,交付決定・補助金交付,精算
 - ・委託の場合:委託契約の締結,委託料支払,精算

(4) 今後の課題

国庫補助金が補助基準額どおり内示されなかった場合の調整が必要となる。

④災害時のドクターヘリの運航

(1) 趣旨

災害発生時において、各県の医療関係部局、消防機関、基地病院等の連携のもと、傷病者の救急活動等について、ドクターヘリを広域的に活用する。

(2) 広域連合で行うことのメリット

大規模広域災害に対し、各県から独立した常設で専門的な組織である広域連合が、災害時における被災地支援を一元的に行うことにより、災害時における救命医療の強化を図ることができる。

(3) 事務の内容

- ①被災地の支援ニーズの把握
- ②被災地からの支援要請の受諾
- ③支援ニーズに応じた活動
- ④災害対策本部等との連絡・調整

(4) 今後の課題

- ・広域防災の事務と連携が保たれるよう十分な調整を図る必要がある。

⑤人材育成（合同研修会の開催）

(1) 趣旨

各県基地病院のフライトドクター、フライトナースの対応能力の向上を図るため、広域連合において研修を実施する。

(2) 広域連合で行うことのメリット

現在、各基地病院において派遣研修や、院内における研修を行っているが、広域連合において、合同研修を行うことにより、各県単独では実施困難な専門的な研修などの実施が可能となり人材の質の向上を図ることができる。

また、基地病院が行っている研修の効率化にもつながる。

(3) 事務の内容

広域連合の企画・調整により、基地病院のフライトドクター、フライトナースを対象とした現場対応に係る研修を実施する。

(4) 今後の課題

NPO法人「HEMネット」や各基地病院が実施している研修等を踏まえ、研修テーマやカリキュラム等の具体的な内容について検討する必要がある。

◆ 留意点

- 中国地方におけるドクターヘリは、平成25年度の広島県の導入により、一部地域を除いて、「飛行時間30分（70km圏）」圏域でカバーされることとなる。
また、「川崎医科大学附属病院」は、平成13年度に全国で始めて運航を開始し、運航のノウハウの蓄積とともに、研修の拠点施設と位置付けられる先進的な地域である。
このような中国地方におけるドクターヘリ導入の経緯を踏まえ、既存の医療資源を有効に活用する方針のもとに広域連合の持寄り事務を検討していく必要がある。
- 東日本大震災におけるドクターヘリの活動の課題を踏まえ、災害時において、ドクターヘリを有効に活用できる仕組みを検討する必要がある。
- 通常時におけるドクターヘリの広域運航については、基地病院をはじめ、消防機関、受入病院など、関係機関との調整が必要である。

3. ドクターヘリの現状

(1) 全国のドクターヘリの導入状況と連携

- ドクターヘリは、平成13年度に岡山県をはじめ5県で初めて導入されたが、法的な位置付が不十分なこともあり、全国的には導入は進まなかった。
- その後、平成19年度に「救急医療用ヘリコプター用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が施行されると、全国的に積極的に導入が進められ、平成24年10月末現在、全国33道府県で39機のドクターヘリが導入されている。

| 都道府県 | 基地病院 | 運航開始 | 備考 |
|-------|---------------------------|---------|----------|
| 北海道 | 手稲溪仁会病院 | H17.4 | |
| | 旭川赤十字病院 | H21.10 | |
| | 市立釧路総合病院, 釧路孝仁会記念病院* | H21.10 | 週5日, 週2日 |
| 青森県 | 八戸市民病院 | H21.3 | |
| | 県立中央病院 | H23.10 | |
| 秋田県 | 秋田赤十字病院 | H24.1 | |
| 岩手県 | 岩手医科大学附属病院 | H24.5 | |
| 福島県 | 県立医科大学附属病院 | H20.1 | |
| 新潟県 | 新潟大学医歯学総合病院 | H24.10 | |
| 栃木県 | 独協医科大学病院 | H22.1 | |
| 群馬県 | 前橋赤十字病院 | H21.2 | |
| 茨城県 | 水戸済生会総合病院, 国立病院機構水戸医療センター | H22.7 | 週4日, 週3日 |
| 埼玉県 | 埼玉医科大学総合医療センター | H19.10 | |
| 千葉県 | 日本医科大学千葉北総病院 | H13.10 | |
| | 君津中央病院 | H21.1 | |
| 神奈川県 | 東海大学医学部附属病院 | H14.7 | |
| 山梨県 | 山梨県立中央病院 | H24.4 | |
| 静岡県 | 聖隷三方原病院 | H13.10 | |
| | 順天堂大学医学部附属静岡病院 | H16.3 | |
| 長野県 | 厚生連佐久総合病院 | H17.7 | |
| | 信州大学医学部附属病院 | H23.10 | |
| 愛知県 | 愛知医科大学病院 | H14.1 | |
| 岐阜県 | 岐阜大学医学部附属病院 | H23.2 | |
| 三重県 | 三重大学医学部附属病院・伊勢赤十字病院 | H24.2 | |
| (京都府) | (兵庫県, 鳥取県と共同運航) | (H22.4) | |
| 大阪府 | 大阪大学医学部附属病院 | H20.1 | |
| 和歌山県 | 県立医科大学附属病院 | H15.1 | |
| (奈良県) | (大阪府・和歌山県と協定) | (H20.1) | |
| 兵庫県 | 公立豊岡病院 | H22.4 | |
| (鳥取県) | (兵庫県, 京都府と共同運航) | (H22.4) | |
| 鳥根県 | 県立中央病院 | H23.6 | |
| 岡山県 | 川崎医科大学附属病院 | H13.4 | |
| 山口県 | 山口大学医学部附属病院 | H23.1 | |
| (広島県) | (広島大学病院) | (H25年度) | 予定 |
| 徳島県 | 徳島県立中央病院 | H24.10 | |
| 高知県 | 高知医療センター | H23.3 | |
| 福岡県 | 久留米大学病院 | H14.2 | |
| 大分県 | 大分大学医学部附属病院 | H24.10 | |
| (佐賀県) | (福岡県と協定) | (H14.2) | |
| 長崎県 | 国立病院機構長崎医療センター | H18.12 | |
| 熊本県 | 熊本赤十字病院 | H24.1 | |
| 宮崎県 | 宮崎大学医学部附属病院 | H24.4 | |
| 鹿児島県 | 鹿児島市立病院 | H23.12 | |
| 沖縄県 | 浦添総合病院 | H20.12 | 病院外 |

(2) 県境を越えたドクターヘリの運航と連携

- 全国的に導入が進み、各地方ごとにみれば、面積に対する配備密度に大小はあるが、その普及とともに、県境を超えた運航がさらに進んでくる新たな段階と考えられる。

【近畿地方】

- 近畿地方では、関西広域連合（三重県、奈良県を除き、鳥取県、徳島県を含める）の「関西広域救急医療連携計画」により、一体的な広域的ドクターヘリの配置・運航体制づくりが計画されている。
- 「徳島県」「和歌山県」「大阪府」「京都府・兵庫県・鳥取県」においてドクターヘリが運航しており、広域連合への事業移管が行われる見込みである。
※H23.4 事業移管された「京都府・兵庫県・鳥取県」ドクターヘリに続き、H25 年度に「大阪府」「徳島県」のドクターヘリが事業移管される予定。

【九州地方】

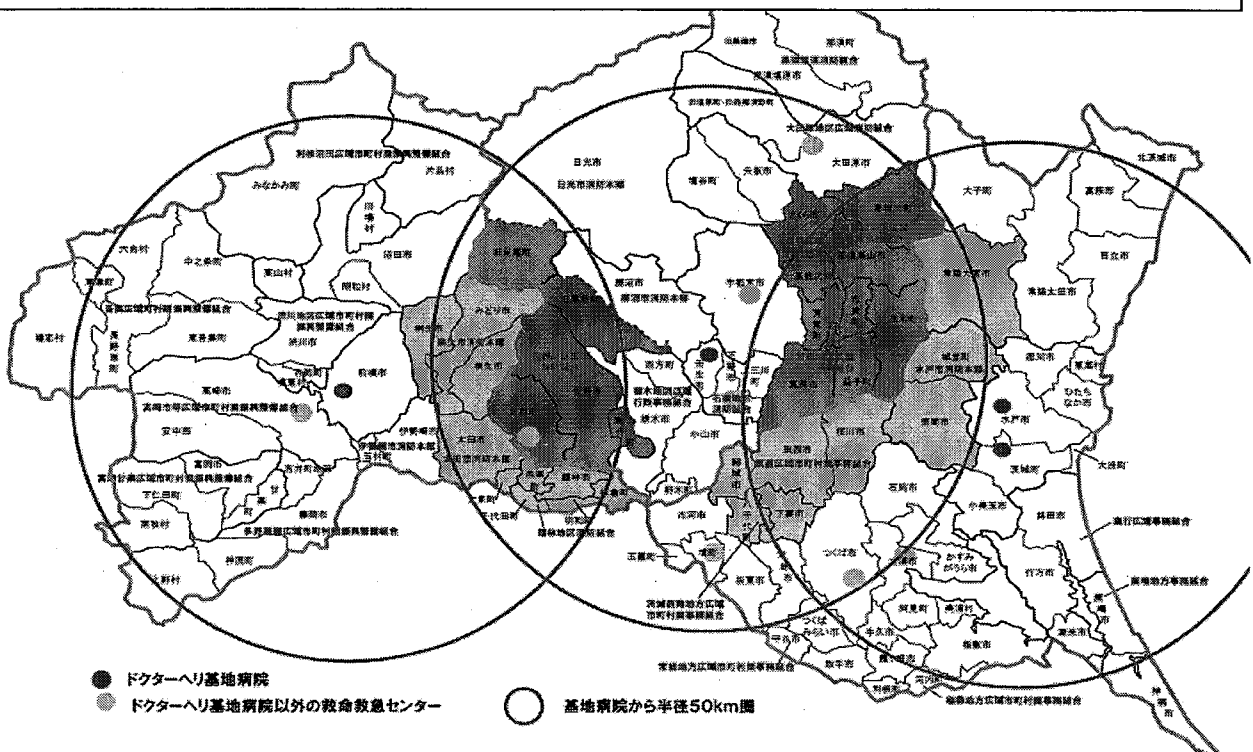
- 九州地方でみれば、五島列島（長崎県）や奄美群島（鹿児島県）など、より広い活動範囲が求められる地域性もあるが、「大分県ドクターヘリ」の配備により、全体的な配備がなされ、関西広域連合のような配置・運航体制づくりが検討される可能性がある。佐賀県は、福岡県、長崎県と連携している。

【関東地方】

- 関東地方でみれば、既に欧州（ドイツ、スイス）でみられる半径50km圏に1機が配備されたレベルにあると考えられる。

群馬県・栃木県・茨城県では、3県広域連携協定がある。（下図参照）

- ・ 基地病院から半径50km圏が重なる地域（到達時間の差が小さい地域）を対象
 - ①県内で重複出動要請があり、自県ヘリが出動できない場合
 - ②多数傷病者が発生した場合で、自県のヘリのみでは対応できないとき



Ⅲ. ドクターヘリの広域連携

【参考】24.7.5広島県ドクターヘリ等運営協議会資料(抜粋)

(1) 全国のドクターヘリ導入状況

※ H24年5月現在 35機

●最近の運航開始

○24年度中の予定

- 新潟県:24.10 新潟大学医歯学総合病院
- 山形県:24.12 県立中央病院
- 徳島県:24年度 県立中央病院
- 大分県:24.9 大分大学附属病院



沖縄県 28浦添総合病院

(3) 中国地方のドクターヘリの導入状況

| 区分 | 岡山県 | 鳥取県 | 山口県 | 島根県 | 広島県 |
|----------------------------|--|---|--|--|--|
| 運航開始 | H13.4月 | H22.4月 | H23.1月 | H23.6月 | H25年度中 |
| 基地病院 | 川崎医科大学 附属病院 | 公立豊岡病院 (兵庫県) | 山口大学医学部 附属病院 | 県立中央病院 | 広島大学 病院 |
| 運航範囲 | 原則, 30分以内に 収容が可能な圏域 | 京都府・兵庫県北部, 鳥取県(原則半径 50km圏の消防管轄 区域) | 原則, 県内全域 | 原則, 県内全域 | |
| 運航時間 | 8:30~17:00 (日没30分前) | 8:30~日没30分前 (月別設定) | 8:30~日没 (月別設定) | 8:30~17:15 (月別設定有) | |
| 要請者 | 救急現場 | 消防機関 (警察, 役場等も可) | 消防機関 | 消防機関 | |
| | 施設間 搬送 | 搬送元医療機関 (消防機関と連携) | 搬送元医療機関 (医師) 地元消防機関 | 病院・診療所 ・消防機関 | 消防機関 |
| 要請 基準 | 救急現場 | ・緊急性, ヘリコプ ター搬送の有用性が 予測される場合 緊急度1:生命に危険 緊急度2:身体に障害 緊急度3:高度集中治 療, へき地離島等の 搬送時間の短縮を図 る必要が高い | ・覚知内容判断 (key-word方式) ・現場判断(救命救 急士, 救急隊) | ①生命に危険 ②身体に障害 ③救急現場で医師を 必要とする ④高度の医療を必要 とする場合で短時間 で搬送することが必 要※転院は搬送先医 療機関と事前調整 | ・覚知内容判断 (key-word方式) ・現場判断(救命救 急士, 救急隊) |
| | 施設間 搬送 | ・その他, 「救急活動 における消防ヘリコ プターの出動基準」 など | ・搬送元医療機関(医 師)の判断(搬送先 医療機関との事前調 整) | (山間部・海上等) ※救急車困難 可能な限り119番 通報時点 | ・搬送元医療機関(医 師)の判断(搬送先 医療機関との事前調 整) |
| | その他 | | — | | — |
| 搬送 受入 病院 | 運航 要領 | 9 (基地1, 災害拠点8) | 13 (京都4, 兵庫6, 鳥取3) | 5 (救命救急センター) | 23(基地1, 県内17, 県外5) |
| | 上記 以外 | 医師判断により上記 以外も可 | 医師判断により上記 以外も可 | レポートなど迅速に収 容可能な病院も対象 | 医師判断により上記 以外も可 |
| | ※搬送 先決定 | 搭乗スタッフ又は基 地病院スタッフが受 入可否を確認し搬送 | 搭乗医師が消防機関 と協議し決定 | 搭乗医師が消防機関 と協議し決定 | 搭乗医師が消防機関 と協議し決定 |
| 離着陸場所 | 583(県内523, 県外60) | 361(京都173, 兵 庫122, 鳥取108) | 374 | 360 | |
| 高速道路施設 の対応 | 4省庁合意に準じ, 「高 速道路におけるドク ターヘリ運用マニユ アル」策定(H20.5.1) | — | 警察庁・消防庁・厚生 労働省・国土交通省 の4省庁合意に準 じた対応 | 警察庁・消防庁・厚生 労働省・国土交通省 の4省庁合意に準 じた対応 | |
| 重複要請時など 消防・防災ヘリ 連携体制 | ○ | ○ (山間部等の救助後) | ○ (山間部等の救助後) | ○ (現場, 転院搬送とも Drヘリ第1位) | |
| 災害時の運用に 係る運航要領へ の規定 | ○ | ○ | ○ (局所的事件・事故, 災害時) | — | |
| 運航費用の患者 負担 | なし (治療費用除く) | なし (治療費用除く) | なし (治療費用除く) | なし (治療費用除く) | |
| 運航調整委員会 | ○ (事務局: 基地病院) | ○ (事務局: 基地病院) | ○ (事務局: 基地病院) | ○ (事務局: 県) | |

検
討
中

5. 中国地方における広域連携の方針（「中国地方知事会広域連携検討会」への報告）

ドクターヘリの広域連携について

平成24年11月21日

1 ドクターヘリの現状

- 救急要請から治療開始までの時間短縮と救命率の向上，後遺症の軽減に効果があるドクターヘリは，平成24年10月末現在，全国で33道府県39機が導入
- 中国地方においても，現在4機が導入され，広島県も平成25年度に導入を予定
 - 鳥取県（平成22年4月～） 公立豊岡病院（兵庫県，京都府との共同運航）
 - 島根県（平成23年6月～） 島根県立中央病院
 - 岡山県（平成13年4月～） 川崎医科大学附属病院
 - 広島県（平成25年度予定） 広島大学病院
 - 山口県（平成23年1月～） 山口大学医学部附属病院

2 中国地方における広域連携の方針

(1) 広域連携のパターン

ドクターヘリの広域連携については，連携を実施している他県の状況などから，以下に類型

- ◆ 効果的な活動範囲を考慮した相互乗入
- ◆ 災害等における多数傷病者発生時の応援

以上の類型に係る5県及び4基地病院による基本協定を締結し，連携を実施

(2) 相互乗入による連携

ドクターヘリの機動性を考慮し，活動範囲を一つの県だけでなく，基地病院から一定の範囲とすることで，効率的かつ効果的な救急医療体制を構築する

- ▶活動範囲が県境を跨ぐ地域をカバーしあうとともに，出動要請が重複した場合を補完
- ▶救命効果が高いといわれる「30分以内」での救急医療体制の確立
- ▶運航の詳細は関係県による協議により決定

(3) 災害応援

災害等による多数傷病者が発生した際に，各県のドクターヘリが応援を行うこととする

3 今後の予定

- 相互乗入については，関係県において実施に向けた運用上の協議を実施
- 災害応援については，各県で運航要領等に災害時の対応を記載し，応援体制を確認

中国5県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定に盛り込む項目

中国地方5県において広域的な連携体制の構築による救急医療体制の充実を図るため、各県において運用するドクターヘリの相互利用に関し、基本的な共通項目について協定を締結する。

■対象地域

相互利用に係るドクターヘリの出動対象地域は、別に定める。

なお、多数傷病者発生時等ドクターヘリによる救急医療の有用性が認められる場合には、出動対象地域以外にも出動できるものとする。

■要請の対象

各県は、傷病者の生命に関わる等の理由から緊急性を有すると認められる場合には、現場救急、施設間搬送を問わず要請できるものとする。

■要請順位

出動対象地域においては、基地病院からの運航距離及び時間を勘案して、他県のドクターヘリを要請できるものとする。

■災害時の運用

災害発生時におけるドクターヘリの広域的な運用については、各県の運航要領等に基づき協力して行う。

■協議の場

この協定に基づくドクターヘリの連携が円滑に行われるよう、関係機関による連絡会議を設置するものとする。

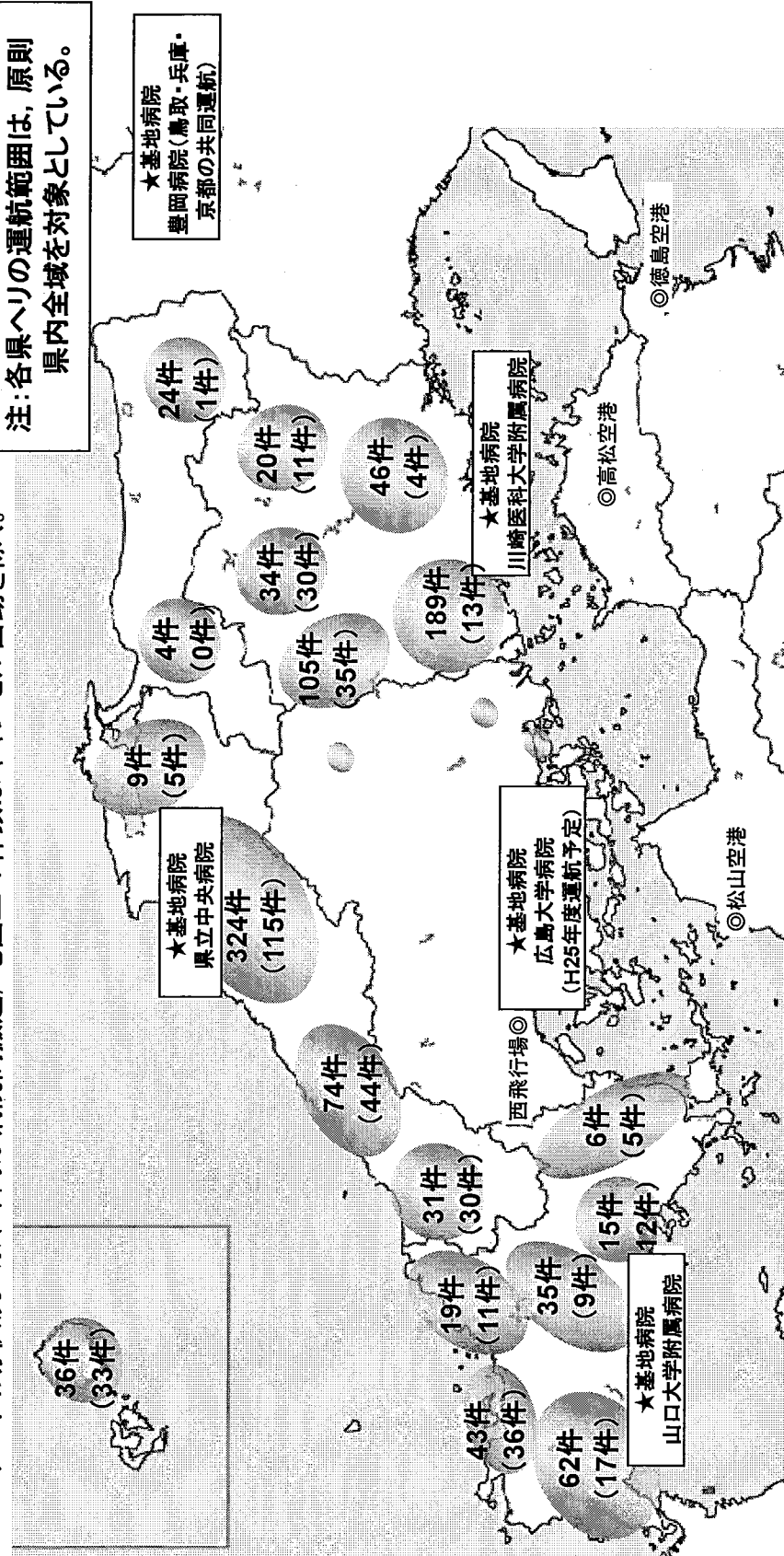
■費用負担

この協定に基づくドクターヘリの出動に係る費用は、当分の間、原則として出動する側の負担とする。

■事故等の対処

ドクターヘリの運航に起因する事故等については、運航会社、基地病院及び関係県の責任において対処するものとする。

(参考) ドクターヘリの出動状況 ※()内は病院間搬送、地図上の件数はキャンセル出動を除く。



【山口県】

| 出動形態 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|--------|
| 救急現場 | 90 | 46.4% |
| 施設間搬送 | 90 | 46.4% |
| キャンセル | 14 | 7.2% |
| 計 | 194 | 100.0% |

対象期間 •H23.4.1~H24.3.31
366 日間
0.53 件/日

【岡山県】

| 出動形態 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|--------|
| 救急現場 | 305 | 73.5% |
| 施設間搬送 | 103 | 24.8% |
| キャンセル | 7 | 1.7% |
| 計 | 415 | 100.0% |

対象期間 •H23.4.1~H24.3.31
366 日間
1.14 件/日

【鳥根県】

| 出動形態 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|--------|
| 救急現場 | 247 | 50.5% |
| 施設間搬送 | 227 | 46.4% |
| キャンセル | 15 | 3.1% |
| 計 | 489 | 100.0% |

対象期間 •H23.6.13~H24.3.31
293 日間
1.67 件/日

【京都・兵庫・鳥取県】

| 出動形態 | 件数 | 割合 |
|-------|-------|--------|
| 救急現場 | 969 | 77.3% |
| 施設間搬送 | 114 | 9.1% |
| キャンセル | 171 | 13.6% |
| 計 | 1,254 | 100.0% |

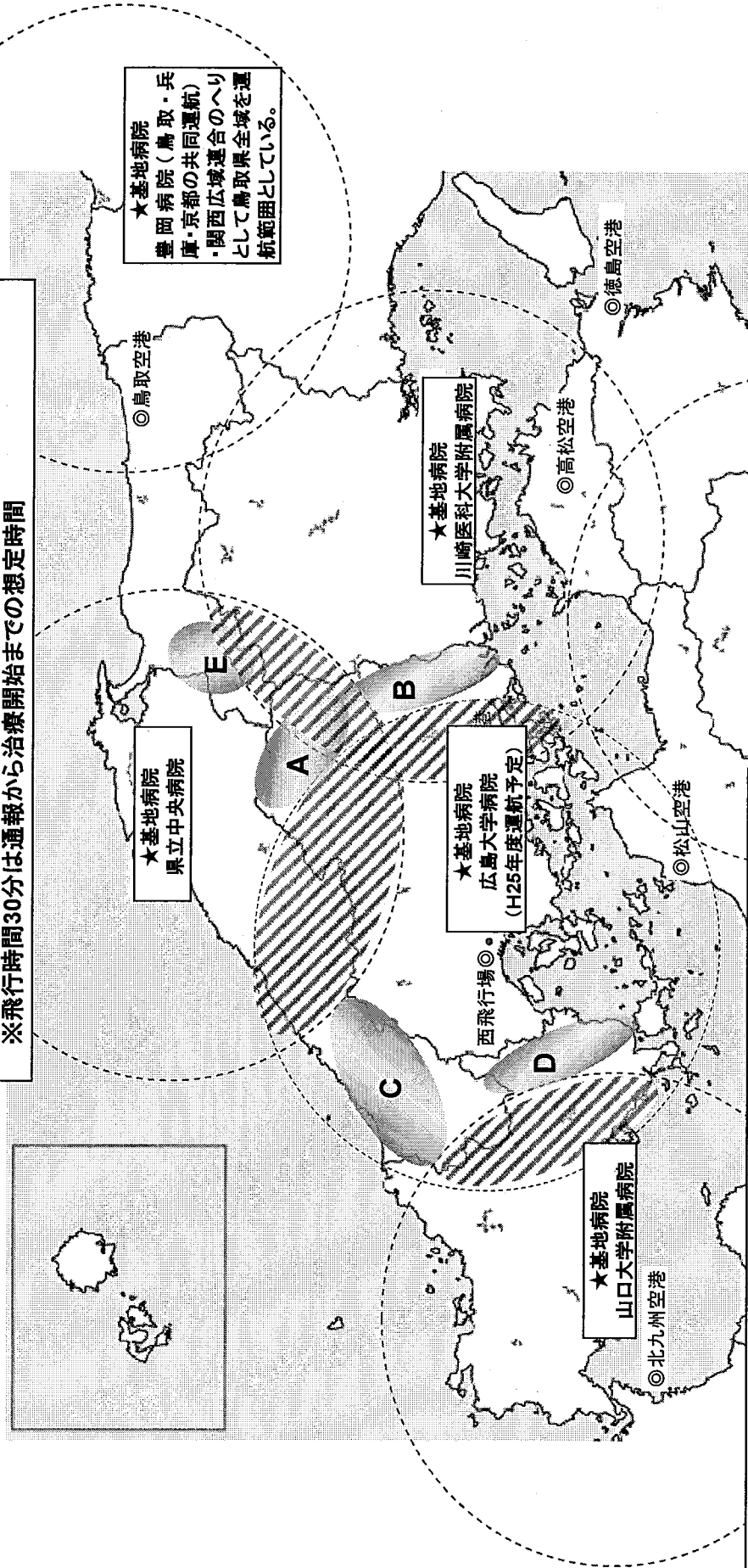
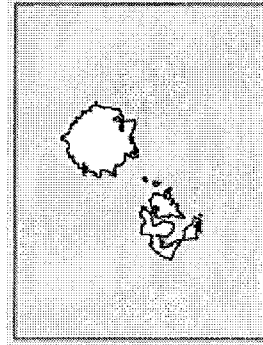
対象期間 •H23.4.1~H24.3.31
366 日間
3.43 件/日

(うち県外出動)

| | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 救急現場 | 広島県 | 香川県 | 兵庫県 | 徳島県 |
| | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 施設間搬送 | 2 | 6 | 1 | 1 |

※ドクターヘリ広域連携イメージ図

注1:「-----」は、飛行時間30分(70km圏)圏を表示したものの。
 注2:各県へりの運航範囲は、原則県内全域を対象としている。
 ※飛行時間30分は通報から治療開始までの想定時間



★基地病院
 豊岡病院(鳥取・兵庫・京都の共同運航)
 ・関西広域連合のヘリ
 として鳥取県全域を運
 航範囲としている。

(相互支援の範囲例)

- ① 自県70km圏を越える地域を他県が支援(A・Eは島根, Bは岡山, C・Dは広島など)
- ② 〰〰〰〰〰〰 の地域を両県が支援
- ③ 自県70km圏を越える地域の支援は、多数傷病者の発生の場合等

(要請順序の例)

- ① 「A」, 「B」, 「C」, 「D」, 「E」の地域は、第1順位⇒隣接県へリ, 第2順位⇒自県へリ
- ② 〰〰〰〰〰〰 の地域は、第1順位⇒自県へリ, 第2順位⇒隣接県へリ

要請する消防機関、運航する基地病院
 の意向を踏まえて調整する。

ドクターヘリにかかる広域連合の持ち寄り事務検討表

| 区分 | 現行：広域連携 | | | 持ち寄り事務の検討内容 | 適否 |
|------------------------|----------------------|--|------------------------------|--|-----|
| | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | |
| 国 | 法令制定・改廃 | 法律の制定・改廃 | — | / | |
| | | 政令・規則等の制定・改廃 | — | | |
| | 補助金の交付 国⇒各県 | 通知 | — | | |
| | | 交付要綱の制定・改廃 | — | | |
| | | 予算調整 | — | | |
| | 補助金交付手続き | 事業計画書取りまとめ 補助内示・申請受付 交付決定・補助金交付 実績報告・確定 | | | |
| 県 | 政策調整 | 企画・立案等 | 施策方針の決定 | ・各県の医療施策の一環であり医療政策担当部局による方針決定が必要 | 否 |
| | | | 議会調整 | ・各県の医療施策の一環であり各県議会への説明は避けられない。 ・また、県負担分の予算化が必要であることから持ち寄りは不可 | 否 |
| | | 保健医療計画 | 保健医療計画への掲載 | ・救急医療の施策の一環であり各県の保健医療計画への掲載は必要 | 否 |
| | 運航調整 | 運航調整 | 運航調整委員会(参加) | ・地域の医療機関、消防との連携が必要であり引続き県単位の委員会が必要 | 否 |
| | | | 広域連携の調整 | ・広域連携が円滑に行われるよう関係機関による協議の場として広域連携会議の運営が必要 ・共通認識を形成する必要があることから持ち寄り事務とすることが適当 | 適 |
| | | | 各医療機関との調整 | ・地域の医療機関の事情に通じた各県単位での調整が適当 | 否 |
| | | 施設・設備の整備 | 格納庫の整備・管理 | ・各県で整備主体・所有が異なっている。各県の責任で実施することが適当 | 否 |
| | | 受入病院等の無線等整備 | ・地域の医療機関との調整が必要であり引続き各県単位で調整 | 否 | |
| | 補助(委託)事務 | 予算調整 (国庫補助・県費負担) | 予算要求 | ・国庫補助事務を所持した場合でも広域連合への県費負担金の要求が必要 | 否 |
| | | | 決算処理 | ・国庫補助事務を所持した場合でも広域連合への県費負担金の決算が必要 | 否 |
| | | 国庫補助受入 国⇒県 | 事業計画書提出 | ・国の補助金交付要綱において、広域連合が補助金の受入団体と位置づけられていることから持ち寄り事務とすることが可能 ・現在各県で行っている事務を一括処理できることから事務の効率化につながる。 | 適 |
| | | | 補助金交付申請 | | |
| | | | 補助金受入・実績報告 | | |
| | 補助金(委託金)交付 県⇒基地病院 | 事業計画書審査 | | | |
| | | 補助金申請受付 (委託契約締結) 補助金交付・確定 (委託金支払・確定) | | | |
| 防災 | 一般災害 | — | ・県内の実情に通じた各県単位で対応することが適当 | 否 | |
| | 大規模災害(広域防災) | — | ・県境を越えた広域搬送等調整は広域実施が適当 | 適 | |
| 基地病院 | 運航体制の確保 | 人員配置 | 人員配置 | ・基地病院の人材を活用することから基地病院での実施が適当 | 否 |
| | | 人材育成 | 研修派遣 | ・基地病院の人材を活用することから基地病院での実施が適当 | 否 |
| | | | 院内人材育成(OJT等) | ・基地病院の人材を活用することから、原則基地病院での実施が適当 ・合同研修会の開催により効率化及び研修の質の向上を目指す。 | 一部適 |
| | 運航調整 | 運航調整 | 運航調整委員会の開催 | ・地域の個別課題を協議する県単位の調整委員会が必要 | 否 |
| | | | 運航要領等の策定・改廃 | ・各地域の実情に合わせた現行の運航要領で運航することが適当 ・運航要領の統一化はしない。 | 否 |
| | | | 各消防本部との調整 | ・各県の基地病院で調整することが効率的 | 否 |
| | | | 症例の検討 | ・県単位の調整委員会での実施が効率的 | 否 |
| | | | 事業報告書の作成 | ・県単位の基地病院での作成が効率的 | 否 |
| | 事業実施 | 運航委託 | 運航会社との委託契約 | ・現行では各基地病院の契約期間が異なっており短期的には統一化は困難 | 否 |
| | | 庶務事務 | 物品購入 | ・現場の実情を把握できる基地病院での実施が適当 | 否 |
| | | | 設備・備品等の管理 | ・現場の実情を把握できる基地病院での実施が適当 | 否 |
| | | | 経理 | ・現場の実情を把握できる基地病院での実施が適当 | 否 |
| 運航会社 | 運航 | 人員配置(操縦士等) | — | ・運航の直営(ヘリコプターを広域連合が所有、人員確保)は不適当 ・ヘリコプター運航の専門業者に委託実施することが適当 ・広域連合において一括委託(指令を一本化)することが考えられるが各基地病院の契約期間が異なっており、短期的には統一化は困難 | 否 |
| | | ヘリコプターの調達 | — | | |
| | | ヘリコプターの管理・整備 | — | | |
| | 指令 | 要請の受信・発進指令 | — | ・ヘリコプター運航の専門業者に委託実施することが適当 ・広域連合において一括委託(指令を一本化)することが考えられるが、各基地病院の契約期間が異なっており、短期的には統一化は困難 | 否 |
| 離着陸場所の調整 基地病院との連絡調整 | | — | | | |
| 消防機関 | 要請 | 指令本部への要請 | — | / | |
| | 離着陸支援 | 離着陸場所の誘導等 | — | | |
| 受入病院 | 傷病者受入 | — | — | / | |
| 新たな事務 | 広域連携計画の策定 | — | ・広域連携にかかる将来ビジョンが必要 | 適 | |

特定広域連合の組織

| | | | |
|---------------------------|----|---|---|
| 広域連合議会 | 必置 | 議員は、直接公選又は構成団体の議会での選挙（間接選挙） 関西 構成団体毎1名＋人口規模加算1人～5人／団体 定数29人 任期：構成団体議会議員の任期 | 自治法291の5① 大阪府5,兵庫県4, 他府県3, 大阪市2, 他指定都市1 |
| 広域連合長 （独任制） | 必置 | 直接公選又は構成団体の長のうちから長が投票により選挙（間接選挙） 関西 任期：2年 | 自治法291の5② 特例法案20① |
| 特定広域連合委員会 | 任意 | 長は、重要事項の決定・変更に当たり特定広域連合委員会の意見を聴き、当該意見を勘案して適切な措置を講じる ※構成団体の長で構成 関西 広域連合委員会を設置 委員長：広域連合長 委員：構成団体の長 性格：広域連合長の諮問機関 | 特例法案20②～⑥ |
| 補佐・監督職員 | 必置 | 認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、広域連合長を補佐し、事務を監督する常勤の職を置く 関西 規約により、広域連合委員会の委員が事務を分掌 | 特例法案21① |
| 選挙管理委員会 監査委員会 人事委員会 | 必置 | 人事委員会は特定広域連合で必置 関西 ・選挙管理委員会 任期：4年 4人 広域連合議会で選挙 ・監査委員 任期：4年 2人 広域連合議会の同意要 （うち広域連合議員1人） ・公平委員会→広域連合で必置 京都府に事務委託 | 特例法案22② 自治法292 滋賀県選挙管理委員を選任 |
| 事務局 | — | 関西 本部事務局のほか、広域連合委員会委員の分掌事務ごとに分野事務局を担当府県に設置 | — |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|--|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|------|---|-----|---|-----|---|-----|---|----|---|-----|---|-----|---|---------|---|
| <p>事務局</p> | <p><参考：関西広域連合の事務局組織></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局（大阪府） 86人（うち専任職員27人） ※政策調整（原発、節電等）、 資格試験・免許等を含む ・広域防災局（兵庫県） 39人（専任職員なし） ・広域観光・文化振興局（京都府） 43人（専任職員なし） ・広域産業振興局（大阪府） 65人（専任職員なし） ・広域医療局（徳島県） 19人（専任職員なし） ・広域環境保全局（滋賀県） 14人（専任職員なし） ・広域職員研修局（和歌山県） 8人（専任職員なし） ・関西イノベーション国際戦略総合 特区推進室 18人（専任職員なし） <hr/> <p>計 292人（うち専任職員27人）</p> | <p><u>専任職員派遣元</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>大阪府</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>京都府</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>徳島県</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>鳥取県</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>大阪市</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>堺市</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>京都市</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>神戸市</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>民間(特別職)</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> </table> <hr/> <p style="text-align: right;">計 30人</p> <p>※ 議会事務局専任 職員3人を含む。</p> | 大阪府 | 5 | 兵庫県 | 5 | 京都府 | 4 | 滋賀県 | 3 | 和歌山県 | 3 | 徳島県 | 3 | 鳥取県 | 2 | 大阪市 | 1 | 堺市 | 1 | 京都市 | 1 | 神戸市 | 1 | 民間(特別職) | 1 |
| 大阪府 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 兵庫県 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都府 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滋賀県 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和歌山県 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 徳島県 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪市 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都市 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間(特別職) | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

関西広域連合の組織及び持ち寄り事務

I 組織

1 広域連合議会

広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙により選出され、現在の定数は29人である。

<議員定数の配分>

○構成団体への配分は、均等割と人口割の併用。

均等割：構成団体に1人

人口割：人口250万未満の構成団体には1人、
人口250万以上500万未満の構成団体には2人、
人口500万以上750万未満の構成団体には3人
人口750万以上の構成団体には4人

| 府県市名 | 議員数(人) | | | |
|------|--------|-----|------|----|
| | 均等割 | 人口割 | 経過措置 | 計 |
| 滋賀県 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 京都府 | 1 | 2 | | 3 |
| 大阪府 | 1 | 4 | | 5 |
| 兵庫県 | 1 | 3 | | 4 |
| 和歌山県 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 鳥取県 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 徳島県 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 京都市 | | 1 | | 1 |
| 大阪市 | | 2 | | 2 |
| 堺市 | | 1 | | 1 |
| 神戸市 | | 1 | | 1 |
| 計 | 7 | 18 | 4 | 29 |

※現在の議員定数は、国の出先機関の地方移管の動向を踏まえた本格見直しまでの経過措置であり、連合議会全員協議会に設置した「議員定数検討会」において検討を行っている。

2 広域連合長

広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙する。

3 広域連合委員会

広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、広域連合に構成団体の長を委員とする合議機関として設置した。広域連合長は、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針について広域連合委員会に諮り、広域連合委員会の意見に基づき、必要な措置を講じる。広域連合委員会の意思決定は全委員の十分な議論による合議制（コンセンサス方式）を採用している。

4 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会

普通地方公共団体と同様に「選挙管理委員会」「監査委員」「公平委員会」を設置している。

(選挙管理委員会)

広域連合制度では、普通地方公共団体と同様の直接請求制度が認められていることから、直接選挙の有無にかかわらず、選挙管理委員会を設置している。

(監査委員)

広域連合制度では、普通地方公共団体と同様の監査を求められていることから、監査委員を設置している。

(公平委員会)

地方公共団体の組合においては公平委員会を設置しなければならないが、他の地方公共団体の人事委員会に委託することが可能とされており、構成団体の人事委員会に委託している。

5 広域連合協議会

広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地方自治法に規定する附属機関として、関西広域連合協議会を設置している。広域連合協議会委員は、広域連合が実施する分野を中心として、構成府県からの推薦及び公募により選出している。

6 本部事務局及び分野事務局

広域連合委員会の担当委員（知事）府県における事務事業の実施を基本に、簡素で効率的な組織とすることとし、総務企画及び資格試験・免許等の事務を所管する本部事務局を設置するとともに、その他の分野の事務を所管する分野事務局を担当委員府県に設置し、府県職員が広域連合職員を兼務している。

II 持ち寄り事務

1 広域防災

| | |
|----------------------------------|---|
| 「関西広域防災計画」の策定 | 東南海・南海地震や近畿圏直下型地震等の発生による広域災害に対し、関西がとるべき対応方針や具体的な連携体制とその体制の構築のために広域連合等が実施する事務を定めた「関西広域防災計画」を策定する。 |
| 関西広域応援訓練の実施 | 関西が一体となって広域災害に対処する体制の強化を図るとともに、関西広域防災計画、関西広域応援実施要綱（仮称）の実効性を検証するため、広域災害を想定し、構成団体が参加する広域応援訓練（実動・図上）を実施する。 |
| 救援物資の備蓄等の検討・実施 | 災害発生直後に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配送体制を整備するため、物資集積・配送マニュアル及び備蓄計画を作成し、これを実施する。 |
| 災害発生時の広域応援体制の強化（関西広域応援実施要綱作成・運用） | 広域災害発生時等において、被災府県からの職員や物資等に関する応援要請の集約、被災していない府県への応援要請・応援先の配分等の府県間調整を担い、関西全体の防災に関する責任主体として広域連合が機能を発揮できるよう、広域連合が広域応援を実施する手順を取りまとめた関西広域応援実施要綱（仮称）を作成し、これを運用する。また、地震発生等により交通が途絶し、帰宅困難者となった方を支援するため、災害時帰宅支援ステーション事業の推進を図る。 |
| 防災分野の人材育成 | 人と防災未来センター等防災研究・研修機関の実施する研修に構成団体職員が参加するほか、特定のテーマで特別研修などを実施し、計画的な防災分野の人材育成を行う。 |
| 感染症のまん延その他の緊急事態に係る構成団体間の連携・ | 新型インフルエンザ等の感染症のまん延その他の緊急事態への広域的な対応に係る構成団体間の連携・調整を行う。 |

| | |
|--------------|---|
| 調整 | |
| 広域防災に関する調査研究 | 関西における広域防災に関する諸課題の解決に向け、構成団体の参加を得て、調査研究を行う。 |

2 広域観光・文化振興

| | |
|---------------------------|---|
| 「KANSAI 国際観光 YEAR2013」の実施 | 国際観光圏「KANSAI」のブランドを世界に発信するため、2013年を「KANSAI 国際観光 YEAR」と位置づけ、オール関西として取組を実施する。 |
| 「関西観光・文化振興計画」の策定 | 関西を魅力ある観光圏としていくため、関西が一体となって戦略的に取り組むべき重点分野、事業、目標等を定めることが必要であることから、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」（外客旅行容易化法）第4条第1項各号に掲げる事項等について、観光・文化振興ビジョン「関西観光・文化振興計画」を策定する。 |
| 広域観光ルートの設定 | 外国人観光客をさらに関西に呼び込むには、各府県・政令市の戦略的な取組により、エリア全体の魅力の向上を図ることが不可欠であるため、関西をひとつのマーケットとして、成長著しい東アジアや関西の伝統文化に関心の強い欧米をメインターゲットに、関西の魅力ある観光資源を有機的につなぐ観光ルートを設定し、関係団体とも連携して情報発信を行い、誘客を図る。 |
| 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設 | 訪日外国人旅行者及び資格取得者の利便性向上を図るため、府県を越えた関西地区全般の案内が行える「関西地域限定通訳案内士（仮称）」を創設し、試験の実施、合格者の登録、研修等を行う。 |
| 「通訳案内士」（全国）の登録等 | 通訳案内士（全国）の登録に関する業務（登録・変更等）を広域連合が一元的に管理することにより、効率的な登録事務及び運用を実施する。 |
| 海外観光プロモーションの実施 | 「関西」をさらに魅力ある観光圏としてアピールするため、各府県・政令市、関係団体と密接に連携を図りながら、広域連合長等がトップセールスを行う。 |
| 名誉観光大使「KANSAI 観光大使」 | 海外と関西の観光の架け橋として御尽力されている方を、名誉観光大使「KANSAI 観光大使」に任命し、その活動を讃えるとともに、今後とも一層の観光交流の推進に努めていただく。 |
| 関西全域を対象とする観光統計調査 | 関西の観光地をさらに魅力あるものにするためには、関西圏内における地域間比較、傾向分析等に基づく効果的な施策の立案・実施が必要であるため、新たに開発した統一的な調査・分析に基づき、観光統計調査を実施し、関西全体の観光動向を把握する。 |
| 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一 | 自治体等が独自に整備している観光案内表示について、訪日外国人観光客等の広域観光の利便性の向上の観点から、関西全域における表示基準の統一を目指す。 |

3 広域産業振興

| | |
|------------------------|---|
| 「関西広域産業ビジョン2011」の策定・推進 | 関西のもつ産業集積・インフラ、人材等のポテンシャルを生かして、関西全体の活性化と国際競争力を強化していくため、関西が目指すべき将来像と目標、並びにその実現に向け取り組むべき戦略を「関西広域産業ビジョン2011～日本の元気を先導する関西～」として取りまとめる。 |
| 関西における産業ク | 関西各地には、大学、世界有数の研究機関や、さまざまな業種・分 |

| | |
|------------------------|--|
| ラスターの連携 | 野の企業、産業支援機関等が地理的に集積した、いわゆる“産業クラスター”が形成されており、関西活性化のために、各産業クラスターの特色を生かしながら、関西全体を視野に入れて、従来の産学官連携のネットワークの拡大や異業種分野連携、各地域の得意分野・人材・技術の相互補完につなげる。 |
| 公設試験研究機関の連携 | 関西の公設試験研究機関（公設試）の連携促進を図るため、技術支援情報の集約、技術シーズやライセンス情報の共有、設備の共同利用（調達）、人材交流を行う。 |
| 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施 | 広域的取り組みによるビジネスチャンス・販路開拓拡大を図るため、地場産品等の共同プロモーションの実施、ビジネスマッチング商談会の広域実施といった合同によるプロモーション・ビジネスマッチングを行うとともに、広域地域資源の組み合わせによる新商品・サービス等の開発を行う。 |
| 新商品調達認定制度によるベンチャー支援 | 新商品調達認定制度は、新商品の生産で新たな事業分野に挑戦する事業者を応援するため、新商品を生産する事業者を自治体が認定し、随意契約による発注に努める制度で、平成16年の地方自治法施行令の改正で設けられ、全国の多くの自治体が制度化している。 広域連合では、この随意契約制度を活用した、広域連合の域内全体を対象とした新たな認定制度を創設し、技術力、アイデア、意欲のある中小企業を関西全体で応援する。 |

4 広域医療

| | |
|-------------------|--|
| 「関西広域救急医療連携計画」の策定 | 関西の府県域を越えた広域救急医療連携のさらなる充実に向け、ドクターヘリの最適配置・運航を中心とした「関西広域救急医療連携計画」を策定する。 また、東南海・南海地震や近畿直下型地震など、大規模広域災害の発生に対応するため、「広域防災分野」とも連携を図りながら、ドクターヘリ等を活用した災害時における医療提供体制の構築に向けた検討を行う。 |
| 広域的なドクターヘリの配置・運航 | 各府県の独自配置によって生じる運航範囲・費用負担の重複等を解消し、複数機のドクターヘリが補完し合う相互応援体制の構築を図るため、大阪府、和歌山県及び3府県（京都府・兵庫県・鳥取県）における事業の広域連合への移管を計画的に進め、関西全体におけるドクターヘリの効果的・効率的な配置・運航を行う。 |
| 広域救急医療体制充実の仕組みづくり | 「関西広域救急医療連携計画」策定の中で、救急患者に対する迅速な医療の提供に向けた広域連携のあり方を検討する。 |

5 広域環境保全

| | |
|------------------|---|
| 「関西広域環境保全計画」の策定 | 関西における環境分野の広域的課題に対処していくため、関西が目指すべき方向や取り組むべき施策のあり方、広域連合の役割等を定めた「関西広域環境保全計画」を策定する。 |
| 温室効果ガス削減のための広域取組 | （住民・事業者啓発事業、関西スタイルのエコポイント事業、電気自動車普及促進事業） 温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業の広域的な取組、関西スタイルのエコポイント事業の実施に向けた検討や、信頼性の高い温室効果ガス削減に関するクレジットの広域活用などに係る調査検討、電気自動車の普及促進に向けた広域的な取組を行うこと |

| | |
|------------------------|---|
| | とにより、温室効果ガスの削減を図る。 |
| 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策） | 府県をまたがり広域的に移動し被害を与えている野生鳥獣のうち、近年特に被害が深刻化しているカワウについて、モニタリング調査（生息動向調査等）、被害防除に関する事例調査研究等を実施し、これを踏まえカワウ広域保護管理計画を策定するとともに、構成団体が協調して実施する効果の高い被害対策等について検討する。 |

6 資格試験・免許等

| | |
|------------------------------|--|
| 調理師、製菓衛生師及び准看護師に係る資格試験・免許等業務 | <ul style="list-style-type: none"> ■調理師法に規定する調理師に係る試験及び免許に関する事務（養成施設に係る事務を除く。）並びに調理師業務従事者届出に関する事務 ■製菓衛生師法に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務（養成施設に係る事務を除く。） ■保健師助産師看護師法に規定する准看護師に係る試験及び免許に関する事務（准看護師養成所に係る事務を除く。） |
|------------------------------|--|

7 広域職員研修

| | |
|-----------|--|
| 広域職員研修の実施 | 構成団体の職員研修と機能分担し、広域的な視点を持つ職員の養成並びに業務執行能力の向上を図るため、基本方針、具体的な研修内容等を盛り込んだ「広域職員研修計画」を策定し、関西における共通の政策課題等に関する研修を合同で実施する。 |
|-----------|--|